

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第45号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第8条税務部の款税制課の項第10号中「軽油引取税交付金」の右に「環境性能割交付金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)